

答 申

第 1 審議会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不開示決定処分（令和 6 年 7 月 11 日付けこ家第 368 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

未成年である本人（以下単に「本人」という。）の法定代理人父（以下「法定代理人」という。）は、令和 6 年 6 月 27 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次に記載のとおり保有個人情報について開示請求を行った。

令和 5 年 10 月 5 日、富山県〇〇市〇〇町〇番地〇、〇〇様宅で起こった出来事になります。

私の子のあやし方をめぐり、里帰りを行っていた私の妻と妻の実父母との親子喧嘩で掴み合いとなったため、通報で警察が駆け付けました。こうした事態があったため、令和 5 年 10 月 6 日に富山女性相談センターに相談したところ、管理するシェルターに入所することになった。その状況と、子が安全かどうかなどの状態、入所状況等の記録一切の開示をお願いします。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、開示請求のあった保有個人情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報に該当し、その存否を答えることにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることを理由として、法第 81 条の規定により本件処分を行った。

(2) 審査請求

法定代理人は、本件処分を不服として、令和 6 年 7 月 14 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 本件審査請求の内容

法定代理人が審査請求書等において主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

1 趣旨

保有個人情報の開示をしない旨の決定処分の取消しを求める。

2 理由

(1) 女性相談支援センター（以下「当該機関」という。）における役割及び秘密の保持について

実施機関は、「当該機関は、配偶者からの暴力の保護に係る被害者の保護、捜査、裁判等に（中略）十分な配慮をしなければならない。」及び「被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。」と弁明している。

しかし妻は、本人の夜泣きを巡って負傷するまでの家庭内暴力（親子喧嘩）を行い、警察官に助けを求めて通報しており、その後、本人とシェルターに1月以上避難することになった。この出来事は、配偶者からの暴力ではなく親子喧嘩であって、妻は加害者であり、被害者は巻き込まれた本人である。被害者にとっての安全を第一に考えるのであれば、一番の被害者である本人の人権を尊重すべきである。

(2) 法第78条第1項第2号ただし書口の該当性について

乳児期の子は、親子喧嘩、警察の関与、シェルターへの避難等不適切な監護状況が原因で、発達障害や情緒不安定、脳へのダメージを起こす可能性があり、これらの行為は児童虐待に該当すると思われる。

また、実施機関は弁明書において、当該保有個人情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報に該当する場合であっても、当該機関の業務に鑑みると、不開示にすることによる開示請求者以外の個人の権利利益の保護が優先されると弁明しているが、法定代理人が令和6年6月24日付で高岡児童相談所（以下「児相」という。）へ本人の保有個人情報開示請求をしたところ、児相が作成した本人に関する記録があることが判明した。

この事実は、シェルターに入居することとも密接に関連しており、本人を含む人の生命、健康等に被害が生じる事態が起こっていたため、国の通達に基づき児相が介入したものであり、児童虐待又は児童虐待が疑われるケースに該当すると思われる。よって、本開示請求に係る保有個人情報が、不開示にすることにより保護される第三者の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ることは客観的に明白である。

(3) 法第79条及び第80条の該当性について

実施機関は弁明書において「法第79条の規定には該当しない」と弁明しているが、法定代理人の主張は、信義則上正当な利益を有する者の主張であり、法第79条に基づく部分開示や法第80条に基づく裁量開示を行うべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び審議会における意見聴取において説明した本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

1 当該機関における役割及び秘密の保持について

当該機関は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条に基づき設置されており、困難な問題を抱える女性の相談に応じるほか、相談者及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う役割を担っている。

また、支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や支援対象者の氏名等を含む支援対象者の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱うことが法令等で定められており、当該機関は、被害者や支援対象者の安全の確保及び秘密の保持に十分に配慮することが求められている。

3 法第78条第1項第2号本文の該当性について

当該機関が保有する記録は、当該機関が受理した相談等について相談者や同伴する家族、関係機関との連絡協議等の内容を記録した文書であり、任意の様式で作成しているものである。法定代理人は本件開示請求において、本人がシェルターに入所することになった状況、本人が安全かどうかなどの状態、入所状況等の記録一切の開示を求めているが、当該機関の役割から、本人が利用する場合は、相談者の同伴家族としての利用になると考えられ、本人に係る記録の存否を答えるだけで、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かが明らかになるため、法第81条に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を拒否したことは妥当と考える。

4 法第78条第1項第2号ただし書口の該当性について

法定代理人は、当該保有個人情報は、法第78条第1項第2号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、該当するかどうかは不知であり、仮に該当する場合であっても当該機関の業務に鑑みると、不開示にすることによる開示請求者以外の個人の権利利益の保護が優先されることから、当該保有個人情報は不開示情報に該当する。また、当該機関の立場上、利用者、相談者の相談の有無を含めた個人情報は適切に扱わなければならない、子が利用する場合は、相談者の同伴家族としての利用になることから、保育士が子の状態を観察し、母子と一緒に保護するほうが適当であると判断すれば、双方の保護を行うことになる。

5 法第79条の該当性について

法定代理人は法第79条の規定により、当該保有個人情報について不開示情報を除いた部分につき開示しなければならないと主張しているが、これを否認する。3で述べたとおり、法第81条に基づき、本件開示請求において、保有個人情報の存否を答えるだけで本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かが明らかになり、開示請求者以

外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがあるため、存否を明らかにしないで開示請求を拒否したのであり、法 79 条の規定には該当しない。

第 5 本件処分に対する審議会の判断

本件審査請求の対象とされている保有個人情報、令和 5 年 10 月 5 日に、法定代理人の子である本人のあやし方をめぐり、里帰りを行っていた法定代理人の妻と妻の実父母との親子喧嘩で掴み合いとなり、通報で警察が駆け付ける事態となったことから、当該機関が管理するシェルターに入所することになった状況、本人が安全かどうかなどの状態、入所状況等の記録についての情報であり、法定代理人が本件審査請求を行ったものである。

当審議会では、法定代理人及び実施機関それぞれの主張や、当該機関の役割を踏まえたうえで、実施機関が不開示（存否応答拒否）決定を行った本件処分の不開示情報該当性について、次のとおり判断する。

1 本件処分における法第 78 条各号の該当性について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文の該当性について

実施機関の説明によると、当該機関が保有する記録は、当該機関が受理した相談等について相談者や同伴する家族、関係機関との連絡協議等の内容を記録した文書であり、任意の様式で作成しているとのことである。法定代理人は本件開示請求において、本人がシェルターに入所することになった状況、本人が安全かどうかなどの状態、入所状況等の記録一切の開示を求めているが、当該機関の役割から、本人が利用する場合は、相談者の同伴家族としての利用になると考えられ、本人に係る記録の存否を答えるだけで、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報が明らかになるため、同号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することから、本件処分を行った旨、説明している。

そこで検討すると、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報は、当該機関の利用形態から鑑みるに、子である本人の個人情報であると同時に本人以外の特定の個人（相談者）による当該機関の利用の有無に関する情報であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

よって、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書口の該当性について

法定代理人は、令和 6 年 6 月 24 日付けの保有個人情報の開示請求で、児相が作成した本人に関する記録があったことは、児童虐待又は児童虐待が疑われるケースに該当する事案として児相が判断をしたものと考えられ、この事実は、シェルターに入居することとも密接に関連しており、本人の生命、健康等に被害が生じる事態が起こっているため、本開示請求に係る保有個人情報を不開示にすることにより保護

される本人以外の個人の権利利益よりも、本人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ることは客観的に明白であり、同号ただし書口に該当する旨、主張している。

一方、実施機関は、仮にこの規定に該当する場合であっても、当該機関の業務に鑑みると、不開示にすることによる開示請求者以外の個人の権利利益の保護が優先されることから、当該保有個人情報是不開示情報に該当する旨、説明している。

「富山県個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」によれば、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとするとしている。

そこで検討すると、本件開示請求に係る情報は、実施機関が保有する特定の個人に関する情報であることから、本件開示請求については、特定の個人が実施機関及び関係機関と何らかの関わりを持ったか否かという情報を含め、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報を開示することによって確保される本人の生命、健康、生活又は財産の権利利益と、不開示とすることによって保護される第三者の権利利益を比較衡量すると、前者の利益が後者の利益より優先されるべき特段の事情は認められなかった。

よって、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報は、同号ただし書口には該当しない。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

当該機関の支援業務は、その性質を考えると、将来も同種の業務が行われるものであり、今回請求のあったような内容を公開してしまうと、相談者からの当該機関への信頼を損ない、今後相談することを躊躇させることが予見され、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

このような情報を公開することは、困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずることや、困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと等を規定している「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨からも、当該機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、実施機関の主張する支障は、実質的なものであると認められ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨から法的保護に値する蓋然性があるものといえる。

よって、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報は、法第78条第1項第7号に該当する。

2 法第81条の該当性について

開示請求に係る保有個人情報の内容によっては、その存否を明らかにするだけで、法第78条第1項各号に規定する不開示情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には保有個人情報の存否を明らかにせず不開示決定を行うことを認めているのが、法第81条の規定である。

上記1で検討したとおり、本人以外の特定の個人が当該機関を利用したか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）は法第78条第1項第2号本文の不開示情報に該当し、その存否を明らかにするだけで、特定の個人に関する不開示情報を開示することになるため、法第81条の規定により保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）を行った実施機関の本件処分は妥当であったと認められる。

3 法定代理人のその他の主張について

本件存否情報は、上記2のとおり、法第81条の規定による存否応答拒否が妥当であると認められることから、法第79条の該当性については、判断しない。

また、法第80条の裁量的開示については、当該規定に基づく開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認めることはできない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、下記のとおりである。

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和6年12月10日	実施機関から諮問書を受理
令和7年2月14日 (第88回審議会)	諮問事案の概要説明
令和7年3月27日 (第89回審議会)	実施機関から意見を聴取 審議
令和7年6月3日 (第90回審議会)	審議

令和7年7月8日 (第91回審議会)	審議
-----------------------	----

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	富山県商工会議所連合会常任理事	
廣 野 聡	弁護士	